



外貨建 エブリバディ プラス
Everybody Plus

5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）【Ⅱ型】



運用重視
タイプ

2025年4月版



ecoシリーズは地球環境に配慮し、書類の削減やアフターフォローのWEB化等によるコスト削減効果を商品性（保険金や返戻金の向上）に還元する商品です。
すべてのお手続きは原則WEB手続きとなります。

商品動画は
こちら



契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報） 兼 商品パンフレット

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

ご契約前に必ずお読みください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さま

にとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

明治安田



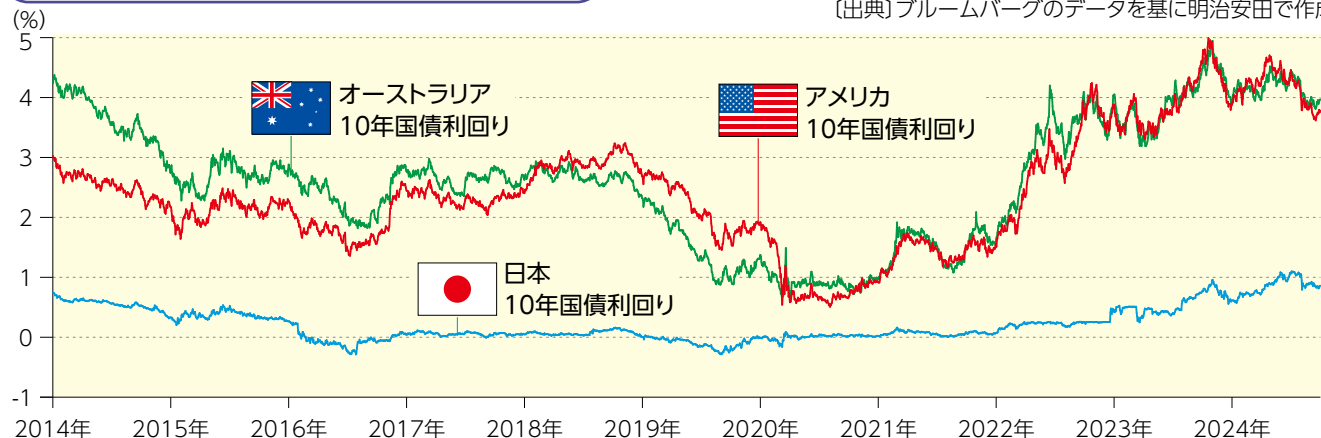
低金利が長年続く日本。外貨を活用するという方法があります。

日本では低金利が長年続いています。一方、海外には日本と比べて、金利の高い国があります。

日米豪の長期金利の推移(10年国債利回り)

日・米・豪 10年国債 利回り推移(データ期間2014年1月～2024年9月末)

(出典) プルームバーグのデータを基に明治安田で作成

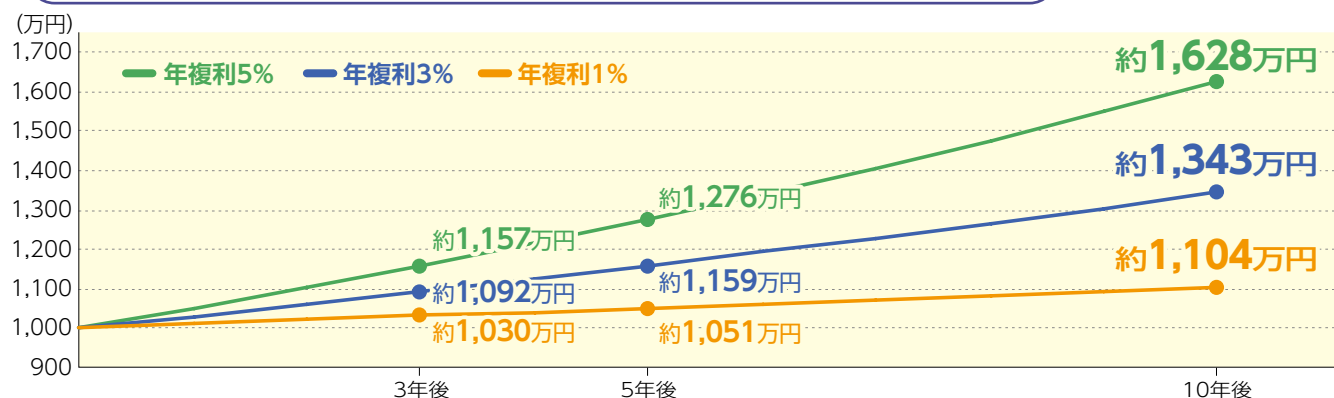


金利だけでなく運用期間もポイントになります

金利と運用期間

金利の違いと運用期間の長さによって運用する資産の増え方に差が出てきます。

1,000万円を、年複利5%・年複利3%・年複利1%でそれぞれ運用した場合



※小数点以下を切捨てにより表示しています。

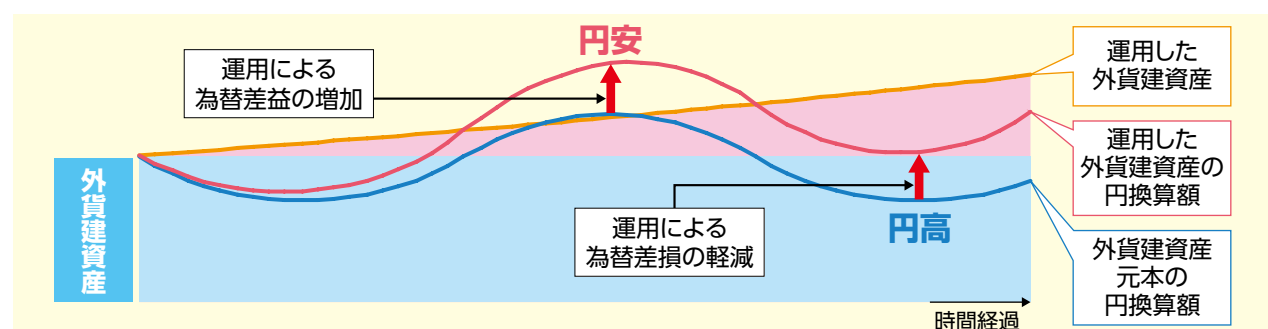
※取引にかかる費用および税金は考慮していません。記載している利率、金額などは仮定の数値です。

外貨では、金利と為替の関係もポイントになります

金利と為替の関係

高金利の外貨を長期運用することで、円高になった場合の為替差損を軽減し、円安になった場合は為替差益を増加させます。

(外貨建資産)金利と為替の関係のイメージ図



※あくまでイメージであり、外貨建資産の円換算額の動きを保証するものではありません。

外貨建生命保険を選択肢の一つとして考えてみませんか

生命保険ならではの特徴

1 受取人を指定できます

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来どなたがどれだけ受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です*。

*死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

原則、
遺産分割協議
は不要



2 すみやかに現金を受け取れます

死亡保険金受取人があらかじめ決まっているため、原則として遺産分割協議の対象から外れます*。したがって、死亡保険金受取人によるお手続きにより、すみやかに現金化することが可能です。

*生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。

ただし、相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。



すみやかに
現金化

3 死亡保険金には相続税の非課税限度額があります

死亡保険金には相続税の非課税限度額

(500万円×法定相続人の数)があります。

「ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合」に限ります。

上記の「法定相続人の数」には、相続を放棄した人も含みます。

※上記取り扱いは、2025年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。



例 法定相続人が3人の場合
500万円×3人=1,500万円が非課税扱い



●本ページの記載は、情報提供を目的としたものであり、将来の見通しを保証するものではありません。
●本ページの記載は、特定の通貨を推奨するものではありません。
●本ページの記載は、信頼できる情報源から得たデータに基づき作成しておりますが、その正確性等について明治安田が保証するものではありません。

この商品にかかる費用について

この商品には、ご契約者または保険金受取人にご負担いただく費用があります。[くわしくは21・22ページへ](#)

例 一時払保険料を円でお支払いいただき、解約返戻金を円で受け取る場合

※保険料は指定通貨でお支払いいただくこともできます。また、解約返戻金は指定通貨で受け取ることもできます。

資金の流れ

一時払保険料



円を指定通貨に交換



指定通貨の利回りで運用

解約返戻金



指定通貨を円に交換

解約返戻金の円換算額



必要となる費用

一時払保険料を円で払い込むとき

■為替手数料

円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円入金特約における為替レート: $TTM^* + 25$ 銭

契約時および保険期間中

A. 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して3.80%を乗じた金額を契約時に控除します。
--------------	----------------------------------

B. 保険契約関係費用

以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
保険金等にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お支払いいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■解約時に控除される費用はありません。

解約返戻金を円で受け取るとき

■為替手数料

円支払特約を付加・適用して、解約返戻金を円で受け取る場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円支払特約における為替レート: $TTM^* - 25$ 銭

*TTMについてくわしくは、11ページをご覧ください。

※円支払特約における為替レート($TTM - 25$ 銭)は将来変更される場合があります。

この商品にかかるリスクについて

この商品には主に以下のリスク(損失が生じるおそれ)があります。

種類	対象となるリスク
死亡保険金 ^{*1}	① 為替リスク
解約返戻金 ^{*2}	① 為替リスク・② 金利変動リスク

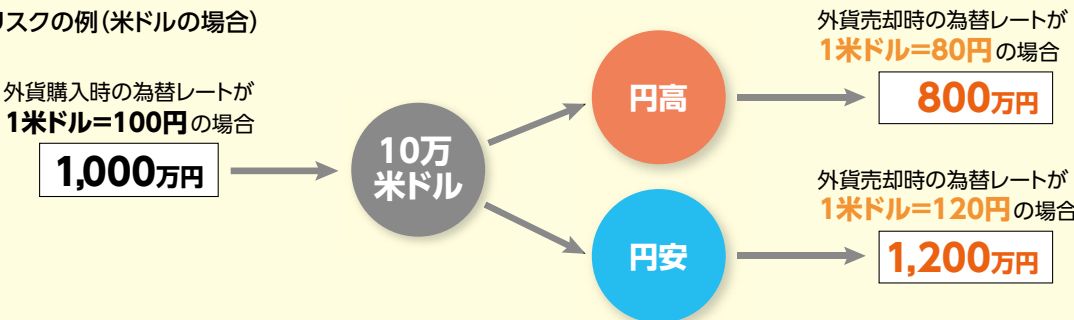
*1 災害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金のことをいいます。

*2 解約・減額時の返戻金のことをいいます。

1 為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額(円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

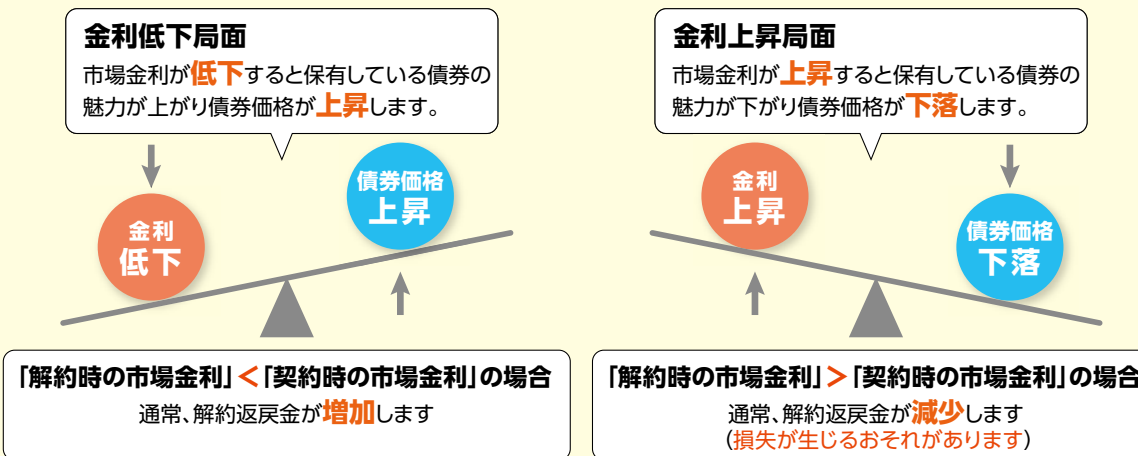
■為替リスクの例(米ドルの場合)



2 金利変動リスク(市場価格調整)

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期(償還)を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では適用します。そのため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

■市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ



この保険における「為替リスク」および「金利変動リスク」は、ご契約者または保険金受取人が負います。

[くわしくは22ページへ](#)

この商品はまとまった資金を外貨建で長期(10年目安)に運用しながら、終身にわたる死亡保障を準備するための外貨建一時払終身保険です。

特徴

1

積立金は 指定通貨建で着実に 増加します

- 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。
- ご加入に際して、健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます。



- ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が基本保険金額を下回ります。
- 一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

特徴

2

契約日から 10年ごとの解約返戻金 は積立金と同額となります

- 解約返戻金は積立金を基準として市場価格調整を適用して、指定通貨建で算出されます。ただし、予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整がゼロとなるため、積立金と同額となります。
- 解約返戻金は指定通貨建のほか、円建でも受け取れます。
- MYほけんページで運用状況の確認や即日解約ができます。

➡ MYほけんページについて詳しくは7ページへ



- 市場価格調整により算出された解約返戻金が、基本保険金額を下回ることがあります。

特徴

3

10年ごとの予定利率更新により 保障のさらなる増加が 期待できます

- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回った場合、死亡保険金がさらに増加します。
- 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。



- 最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。

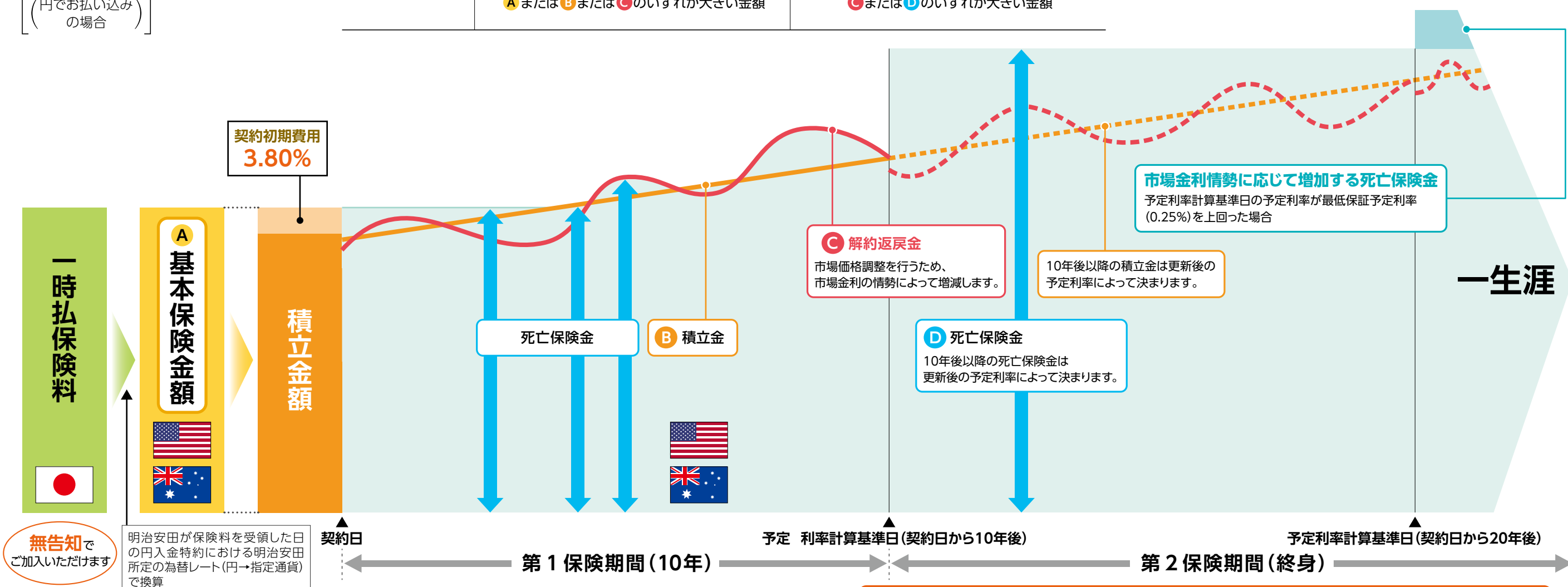
【運用重視タイプ】

イメージ図
(円でお払い込み
の場合)

お支払いする 死亡保険金額	第1保険期間	第2保険期間
	A または B または C のいずれか大きい金額	C または D のいずれか大きい金額



このイメージ図は米ドル建または豪ドル建の記載となります。



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。➡くわしくは21・22ページへ
市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

アフターフォローについて



ご契約後の手続きは、原則MYほけんページからのWEB手続きとなります。ご契約後は必ずMYほけんページを登録ください。

MYほけんページの登録方法については31・32ページをご覧ください。

「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容がわかる

家からでも外出先からでも契約内容・解約返戻金を確認できます*1

即日解約ができる

当日の為替レートで解約手続きができます*2

メールで案内が届く

運用状況等のご契約情報をメールでお知らせします*3

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】

WEB解約	円貨受け取り		外貨受け取り
	米ドル建	豪ドル建	
	月曜～金曜 10:30～23:00	月曜～金曜 11:00～23:00	月曜～日曜 8:00～23:00

- *1 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*2 WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。
*3 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。

ホームページ(チャットサービス等)
手続き方法の確認などのご質問については、ホームページにある「チャットボット」や「よくあるご質問」もご活用ください。

チャットボットのご利用はこちら



よくあるご質問のご利用はこちら



電話サービス

即日解約ができる

明治安田コミュニケーションセンター

0120-510-155

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

⚠ 電話解約のお手続きには、**送金口座・携帯電話番号の事前登録が必要です。**

【電話解約の受付時間は次のとおりです】

電話解約	米ドル建	豪ドル建
	月曜～金曜 10:30～18:00	月曜～金曜 11:00～18:00

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後	①ご契約成立時、ご登録の携帯電話番号にショートメッセージにて、ご契約の成立をお知らせいたします。
	②ご契約締結内容通知書 ●送付方法：簡易書留 ●発送時期：通常、契約成立後3営業日程度で発送
	③【MYほけんページIDのお知らせ】または【MYほけんページIDのご案内】 ●発送時期：通常、契約成立後2週間程度で発送 ※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。 通知に記載のIDでMYほけんページをご利用ください。
	④生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送) ●1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送 ●10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送
保険期間中	⑤明治安田からのお知らせ ●年1回発送いたします。

※ご契約締結内容通知書はMYほけんページで閲覧することができます。

※上記に記載された以外もご案内されることがあります。

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

10

商品パンフレット

11

商品バリエーション

12

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名 称 明治安田生命保険相互会社
- 住 所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- 連絡先 明治安田コミュニケーションセンター
0120-510-155
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴について

- 保険商品の名称(正式名称)
5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)[Ⅱ型]
 - 商品の特徴
この商品は、生涯にわたる保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。
 - ご契約時に指定通貨として米ドル・豪ドルのうちどちらかを指定いただきます。この保険における死亡保険金や解約返戻金等は、指定通貨建で算出されます。
 - 初回の予定利率計算基準日における予定利率によって、契約日から10年後以降の死亡保険金が決まります。2回目以降の予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
 - 積立金は、指定通貨建で着実に増加します。また、解約返戻金は、積立金を基準として、市場価格調整を適用して算出します。
- 📖 参照 この商品の費用・リスクについては21・22ページをご覧ください。

3 保障内容について

死亡保険金のお支払い事由

	お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間 (契約日から10年間)	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	死亡保険金受取人
第2保険期間 (第1保険期間満了日の翌日から終身)	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額①② ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	

- ①最初の予定利率計算基準日に、以下に応じて明治安田が定めます。
a.指定通貨
b.契約日における予定利率、被保険者の年齢、性別
c.最初の予定利率計算基準日における予定利率
- ②2回目以降の予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、「基本保険金額に基づき計算される金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、金額は増加しません。
- ※保険金等は原則、指定通貨建でお支払いします。円支払特約を付加・適用した場合は、円でお支払いします。
- ※保険金等について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
- ※高度障害保険金はありません。

保険金等をお支払いできない場合

📖 参照 保険金等をお支払いできない場合については24ページをご覧ください。

特約について

円入金特約

- この特約を付加することで、円により一時払保険料をお払い込みいただけます。
- 円によりお払い込みいただいた金額を、明治安田が所定の為替レートで指定通貨に換算し、換算後の金額を保険契約締結の際の基本保険金額とします。
- この特約に適用する為替レートは、明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)における明治安田所定の為替レートとなります。ただし、その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- この特約を付加・適用することで、死亡保険金、解約返戻金等を円でお受け取りいただけます。
- この特約は、死亡保険金や解約返戻金等のご請求の際に、ご契約者または受取人からのお申し出により付加・適用されます。
- この特約に付加・適用する為替レートは、以下の適用日における明治安田所定の為替レートとなります。

種類	為替レート適用日*
死亡保険金	所定の書類が明治安田に到達した日
解約返戻金	所定の書類が明治安田に到達した日または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日

*その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

 **参照** 円入金特約・円支払特約にかかる明治安田所定の為替レートについては、22ページをご覧ください。

■ 予定利率について

予定利率	●保険金等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。 ●毎月2回（1日と16日）、明治安田が設定*します。 ●指定通貨、契約日または予定利率計算基準日における被保険者の年齢に応じて設定します。 ●契約日および予定利率計算基準日に予定利率を定め、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日における予定利率を、その日以後の期間適用します。 ●一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。 また、実質的な利回りとは異なります。
予定利率計算基準日	●予定利率を更新する日です。契約日から10年ごとの年単位の契約応当日とします。 - ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上である場合は、その日を最後の予定利率計算基準日とし、その後は予定利率を更新しません。
最低保証予定利率	●予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。この商品の最低保証予定利率は0.25%です。

*外国国債（米ドル建はアメリカ合衆国国債、豪ドル建はオーストラリア連邦国債）の流通利回りをもとに設定します。

■ 実質的な利回りについて

- この商品では、「10年経過時点の解約返戻金額」の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）を実質的な利回りとしております。
- 保険期間中の解約返戻金がこの利回りで増加するものではありません。
- 実質的な利回りは契約年齢、性別および予定利率により異なりますので、「生命保険ご提案書」等にてご確認ください。

■ 積立金について

- 将来の保険金等のお支払いのために、明治安田が積み立てる指定通貨建の金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。
- ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が基本保険金額を下回ります。

4 お申し込みの際して

この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

お取り扱いの内容

指定通貨		米ドル・豪ドル①	
保険料の払込方法・保険期間		一時払・終身	
契約年齢範囲		ご契約者：18歳～85歳（満年齢） 被保険者：18歳～85歳（満年齢）	
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合	円で お払い込みいただく場合
	取扱単位	1,000米ドル・1,000豪ドル	10万円
	最低保険料	1万米ドル・1万豪ドル	100万円
	最高保険料③	第2保険期間開始日の死亡 保険金5億円相当額②に対応 する保険料	第2保険期間開始日の死亡 保険金5億円②に対応する 保険料
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません	減額：取り扱います
最低保証予定利率		0.25%	
告知		無告知でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族	
契約者貸付		取り扱いません	

- ①ご契約後の指定通貨の変更はできません。
- ②「第2保険期間開始日の死亡保険金*」を、契約日における明治安田が毎年設定する通算用為替レートで円換算した金額（円入金特約を付加した場合は、円により払い込まれた一時払保険料に基づき計算される金額）です。
- ※契約日から10年後の予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率（0.25%）で更新されると仮定して計算した死亡保険金です。
- ③同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。
- ※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- ※ご契約の具体的な内容については、ご契約締結内容通知書を必ずご確認ください。

5 配当金について

配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。
 - 配当金は明治安田所定の利率*で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。
- ※この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

 **参照** 適用される利率については明治安田ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。

6 解約返戻金と市場価格調整について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- ※解約返戻金は原則、指定通貨建でお支払いします。
- 解約返戻金額は積立金額に市場価格調整を適用して計算されます。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【解約返戻金の例】

契約例	被保険者の契約年齢：70歳 性別：男性 適用されている予定利率：3.50% 解約計算日に定める利率：下表のとおり 指定通貨：米ドル 予定利率適用期間：10年 基本保険金額：100,000米ドル
-----	--

経過年数 （年）	積立金額 （米ドル）	解約返戻金額（米ドル）					
		解約計算日に定める利率 6.50%（3.0%上昇）		解約計算日に定める利率 3.50%（±0%）		解約計算日に定める利率 0.50%（3.0%低下）	
		返戻率（%）		返戻率（%）		返戻率（%）	
1	99,315	76,148	76.1	98,455	98.4	128,261	128.2
3	105,896	86,131	86.1	105,182	105.1	129,204	129.2
5	112,913	97,422	97.4	112,369	112.3	130,153	130.1
7	120,395	110,193	110.1	120,046	120.0	131,109	131.1
10	132,558	132,558	132.5	132,558	132.5	132,558	132.5

※解約返戻金額は、解約計算日に定める利率と、適用されている予定利率との利率の変動幅が+3.0%、±0%、-3.0%の場合において、解約計算日に定める利率に0.1%を加算した市場価格調整を適用して1ドル未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「解約返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

 上記の数値は計算例です。具体的な数値は「生命保険ご提案書」にてご確認ください。

 **参照** 解約返戻金の計算方法についてくわしくは19・20ページへ

■ 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には解約返戻金額は増加することがあります。
- 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、解約返戻金額は積立金額と同額となります。最後の予定利率計算基準日以後は、市場価格調整を行いません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

■ 解約返戻金の計算方法

解約返戻金額＝解約計算日*1における積立金額×(1－市場価格調整率^(注))

(注) 市場価格調整率は、以下の算式により計算された率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + \text{解約計算日に明治安田が定める率} * 4} \right] \times \text{残存月数} * 5 \div 12$$

- *1 所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。
 - *2 解約計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
 - *3 指定通貨および適用されている予定利率の設定日における被保険者の年齢に応じて、解約計算日に明治安田が定める利率とします。
 - *4 解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と解約計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約返戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.10%を上限として明治安田が定めた率)を設定します。
このため、契約時の市場金利と解約計算日の市場金利が同一であっても、解約計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

解約計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例
【適用されている予定利率:3.50% 解約計算日に定める利率:3.50% 所定の係数:0.10%の場合】
- | 残存年数 | 10年 | 9年 | 8年 | 7年 | 6年 | 5年 | 4年 | 3年 | 2年 | 1年 | 0年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 控除率 | 0.97% | 0.87% | 0.77% | 0.68% | 0.58% | 0.49% | 0.39% | 0.29% | 0.20% | 0.10% | 0.00% |
- ※残存年数は次回の予定利率計算基準日までの年数を表示しています。
 - ※控除率は残存月数を残存年数×12ヵ月として算定し、それぞれ%表示上の小数第3位以下を切り上げて表示しています。
 - *5 解約計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

＜解約返戻金の変動イメージ 解約時に明治安田が定める率が0.10%の場合＞

適用されている 予定利率	<	解約計算日に 定める利率+0.10%	➡	解約返戻金は積立金を 下回り ます
適用されている 予定利率	>	解約計算日に 定める利率+0.10%	➡	解約返戻金は積立金を 上回り ます

7 「為替リスク」および「金利変動リスク」について

この商品は、「為替リスク」「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。
 **参照** 「為替リスク」「金利変動リスク」について詳しくは、22ページをご覧ください。

8 お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費用」「外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額となります。
 **参照** 諸費用について詳しくは、21・22ページをご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ 契約初期費用」「■ 保険契約関係費用」「■ 外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

■ 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して3.80%を乗じた金額を契約時に控除します。
--------------	----------------------------------

■ 保険契約関係費用

- ご契約後は、以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
保険金等にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

→次ページへ

■ 外貨のお取り扱いにかかる費用

- 円入金特約・円支払特約を付加・適用する場合は、以下の明治安田所定の為替レートを適用します。この為替レートには為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+25銭
円支払特約における為替レート	TTM-25銭

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田の指定する金融機関が公示する値になります。

※明治安田所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される場合があります。

- 一時払保険料を指定通貨によりお払い込みいただく場合や、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります(取扱金融機関により異なります)。



この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は、「為替リスク」および「金利変動リスク」があります。
これらのリスクはご契約者または保険金受取人が負います。

■ 為替リスク

- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートにより円換算した金額は、ご契約時の為替レートにより円換算した保険金額や解約返戻金額等を下回るおそれがあります。さらに、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。

■ 金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

- ご契約の申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録*によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)をすることができます。

この場合には、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。
*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下「専用申出フォーム」)からお申し出いただく方法を設定しております。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合に返金する金銭は、明治安田に保険料としてお払い込みいただいた通貨で返金するため、円入金特約が付加されているかによりお返しする通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料のお払い込み	クーリング・オフに伴うご返金
円入金特約を付加する場合	円貨*1	円貨*3
円入金特約を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 円入金特約付加に伴う所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
 - *2 金融機関代理店で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座から明治安田所定の口座へ振込を行うための、所定の手数料が発生します。
 - *3 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。
 - *4 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、外貨での返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店で外貨に両替した場合)、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料 ④為替差損(為替差益)
- ※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。

- ①ご契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])
- ③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】
〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社
金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

【お申し込みの撤回等の書面記入例】

明治安田生命保険相互会社 行

私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(ご契約者)フリガナ 〇〇〇〇〇

商品名 〇〇〇〇〇

一時払保険料 〇〇〇,〇〇〇円

(お払い込みの通貨でご記入ください)

返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店

(契約者 普通 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

ご本人口座に 〇〇〇〇〇

限ります) 口座名義人 フリガナ 〇〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(日中連絡先を記載ください)

氏名 〇〇〇〇〇

(ご契約者が自署してください)

📖 参照 クーリング・オフ制度についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

2 告知について

- ご契約者や被保険者の告知はありません。

3 一時払保険料相当額のお払込みが完了したときから、明治安田はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

4 次のような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、死亡保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 解約・減額と返戻金について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- **参照** お客さまにご負担いただく諸費用については、21・22ページをご覧ください。
- **参照** 解約返戻金額の計算方法については、19・20ページをご覧ください。
- 基本保険金額の減額は、以下の範囲で取り扱います。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとしします。
 - 減額後の基本保険金額が1万指定通貨以上、かつ、1,000指定通貨単位となること。
※基本保険金額1万指定通貨以下でご契約された場合、減額は取り扱いません。

6 為替リスクについて

- この商品は**外貨建のため為替リスクがあります。**
- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートにより円換算した金額は、ご契約時の為替レートにより円換算した死亡保険金額等を下回り、損失が生じるおそれがあります。
さらに、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料（円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、損失が生じるおそれもあります。

7 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
詳細に関するお問い合わせ先：
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
〔月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時〕
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

9 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

10 生命保険の税金について

- 円入金特約・円支払特約を付加・適用する等して、円で金銭の授受を行った場合は、その金額がそのまま課税の基準となります。
- 指定通貨で金銭の授受を行った場合は、以下の基準により指定通貨を円に換算して、円建の生命保険と同様に取り扱います。

項目	為替レート適用日	適用する為替レート
保険料	明治安田が保険料を受け取った日	最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡保険金	【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日	最終対顧客電信買相場（TTB）
	【所得税・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日	最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
解約返戻金	解約計算日	

※円換算額が課税の対象となるため、外貨建の受取金額が基本保険金額（外貨建の一時払保険料）を下回ることがあります。

■ 生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。
※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■ 解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税の対象となります。

課税対象額 =
$$\left[\text{解約返戻金} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(既払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(50万円限度)} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

※他の一時所得と合算します。
※「必要経費」とは既払込保険料です。ただし減額された際の必要経費は、返戻金が既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません（最終的に解約返戻金受取時に清算されます）。

■ 死亡保険金受取時にかかる税金について

ご契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、
500万円×法定相続人の数（相続を放棄した人を含む）が非課税扱いとなります。

〔ご契約例〕

	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・ 復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

 **参照** 税務の取り扱いについてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については2025年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

11 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-510-155

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

12 保険金・返戻金等のご請求について

- この商品は書類の削減やアフターフォローのWEB化等によるコスト削減効果を商品性（保険金や返戻金の向上）に還元する商品となっており、ご契約後のお手続きは原則MYほけんページ（お客さま専用サイト）からのWEB手続きとなります。
- 解約手続きには、送金口座・携帯電話番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- 明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ（裏表紙参照）に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

- ## ご契約のしおり 定款・約款(MY Web約款)のご案内

1 二次元コード(下記コード)



「いつでも」「どこでも」「簡単に」

ご確認ください



- 2 明治安田ホームページ** (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) からのご確認いただけます。

明治安田トップページの「コンテンツ」から  を選択ください。



MEMO

MYほけんページの初期登録の方法

お客さま専用サイト「MYほけんページ」について詳しくは7ページへ

STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

- 1 お手元に「MYほけんページIDのお知らせ」をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID 999-9999-9999-99999



- ★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。
- ★封書で通知される場合があります。

- 2 スマートフォンで二次元コードを読み取り、当社公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。



STEP 2 初期設定

- 3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号(4桁)を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。



- 4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号(4桁)★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。



- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 3 ログインパスワードの設定

- 5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8~20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。



「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

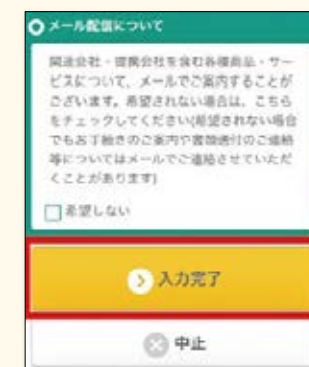
- 6 4で入力した「登録済みの暗証番号(4桁)★」を再入力し、「送信」を押下ください。



- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 4 メールアドレスの登録

- 7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。



「入力完了」を押下すると「MYほけんページ」のご利用が可能になります。

*これらのサービスは、2025年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について
- 告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾

したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-510-155

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111 (代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>